

~~~~~  
研究ノート  
~~~~~

地域金融機関経営の 健全性維持における課題とその解決策

—高鍋信用金庫事件および東和銀行事件を踏まえて

神 吉 正 三

はじめに

筆者は、2013年9月2日に神戸大学梅田ラボラトリで開催された地域金融コンファランス¹において「地域金融機関の融資の貸倒に関して融資を決裁した役員の金融機関に対する責任が認められた2つの事例－高鍋信用金庫事件および東和銀行事件」と題する報告を行った。報告では、筆者が龍谷法学に掲載した上記の2つの事件に関する判例研究²を踏まえ、地域金融機関の経営の健全性維持における課題を提示するとともに、考えられる解決策を不十分ながら示した。

今回、その際の報告原稿を元とする本稿を龍谷法学に公表することとしたのは、①この報告論文の紙媒体への公表が未実施であること³、②コンファランスの参加者は地域金融に関心を持つ金融論の研究者・実務家であるため、法学の専門家ではない参加者に対して、預金取扱金融機関（以下、「金融機関」という）の融資業務の運営における取締役・理事の注意

1 2007年に筒井義郎大阪大学教授によって始められた研究会で、地域金融に関心を持つ金融論の研究者、実務家を参加者とする。

2 高鍋信用金庫事件（宮崎地判平23・3・4判時2115号118頁）は龍谷法学44巻3号（2011年）287頁～312頁、東和銀行事件（東京高判平23・12・15資料版／商事法務334号83頁）は同45巻2号（2012年）233頁～252頁に掲載されている。

3 <http://www2.econ.osaka-u.ac.jp/~tsutsui/chiiki/2013chiiki/materials2013.html>に報告論文がアップされているが、閲覧にはパスワードを必要とする。

義務について、筆者なりに極力分かりやすい説明に努めたことを踏まえ、これをより広く情報発信したいと考えたこと、の2点による。

以下では、報告論文から2件の判例研究の部分について事件の概要を紹介する記述の部分だけを抜き出し、さらに全体に加筆修正を施して公表する。

一 問題の提示

金融機関の融資の貸倒に関して役員に対して責任を追及する訴訟には、株式会社整理回収機構によるものと、代表訴訟によるものの2つの類型が見られ、これまでは、整理回収機構によるものが大半を占めていた⁴。そして、整理回収機構による責任追及では、融資を決裁した役員の責任が大半の訴訟において認められ、逆に、代表訴訟による責任追及では、ほとんど責任が認められないという結果の違いが顕著に認められた⁵。破綻金融機関の役員に対する責任追及は整理回収機構によって行われ、破綻していない金融機関の役員に対する責任追及は当該金融機関によっては行われず、代表訴訟によって行われてきた⁶。ただし、株主代表訴訟として初めて

4 整理回収機構のホームページによると、平成25年9月末現在で、「88破綻金融機関の旧経営陣に対する130件の責任追及訴訟を提起または承継、うち進行中3件」とされている。http://www.kaisyukikou.co.jp/intoro/intoro_004.html参照。

金融機関が破綻すると、当該金融機関は、役員に対する損害賠償請求権を整理回収機構に譲渡するため、破綻前に金融機関によって提訴された役員に対する損害賠償請求訴訟も、整理回収機構に承継される。

5 詳細は拙著『融資判断における銀行取締役の責任』（中央経済社、2011年）5頁の注14参照。以下『融資判断』として引用する。

6 株主代表訴訟の対象債権の債務者による処分は禁じられるのが原則だが（大判昭和14・5・16民集18巻557頁）、株主代表訴訟提起後に当該損害賠償請求権が会社から預金保険機構に譲渡され、預金保険機構が別訴を提起した場合に、株主代表訴訟が棄却された裁判例がある（和歌山地判平成12・2・15判時1736号124頁）。江頭憲治郎『株式会社法〔第4版〕』（有斐閣、2011年）459頁の注（3）参照。

銀行取締役の融資決裁における銀行に対する責任を一部認めた事例として、四国銀行株主代表訴訟上告審判決（最判平成21年11月27日判時2063号138頁）がある⁷。

本稿で扱う2つの事件は、高鍋信用金庫事件が会員代表訴訟、東和銀行事件が銀行による責任追及訴訟であり、ともに破綻していない地域金融機関に関する事案である。前者は代表訴訟によるものの、責任が認められた点が珍しい。後者は、銀行が役員の責任を追及する訴訟を直接提起して高裁判決にまで至った初の事件であるとともに、役員の責任が認められたという点が珍しい。取締役の会社に対する責任は、本来、会社によって追及されるべきものであり、東和銀行事件では、それが制度趣旨のとおりに行われた⁸。なお、これまでも、銀行が取締役に対する責任追及のための訴訟を直接提起したケースもあるが、それらの訴訟は、銀行の経営破綻により、整理回収機構に承継されて判決に至るとというのが、これまでの例であった。

本稿では、これら2つの事件を検討し、地域金融機関の経営の健全性維持に関する課題を示すとともに、考えられる解決策を示すことを目的とする。

二 金融機関の役員の負う善管注意義務

検討に先だって、金融機関の役員の負う善管注意義務について説明す

7 詳細は、拙著『融資判断』50頁以下参照。

8 銀行が直接、旧経営陣に対する損害賠償を求める訴訟については、平成22年に判決の出た足利銀行によって提訴された融資の貸倒に関する元取締役に対する損害賠償請求事件（宇都宮地判平成22年3月18日平成17年（ワ）第50号判例集未登載、東京高判平成22年12月1日平成22年（ネ）第2923号判例集未登載）があるが、これも整理回収機構が足利銀行から債権譲渡を受けて訴訟を遂行した事件である。宇都宮地判について、ニュース「宇都宮地裁、足利銀行の元取締役二名に賠償を命じる判決」商事法務1897号（2010年）59頁参照。

る。

銀行は株式会社であるから、株式会社と取締役との関係は、会社法330条の規定に基づいて、委任に関する規定に従う⁹。委任については、民法643条から656条までに規定が置かれている。委任は、法律行為をすることを相手方に委託するもので（民法643条）、依頼人が訴訟の遂行を含めた法律問題の解決を弁護士に依頼する行為がその一例であり、両者の関係を基礎付けるのが代理（民法99条）である。本人から弁護士に対する訴訟行為の遂行や契約締結に関する代理権が授与され、弁護士は、この代理権に基づいて、受任者として必要となる行為を遂行する。弁護士は、本人の代理人かつ受任者ということになる¹⁰。また、法律行為でない事務の委託を準委任（民法656条）といい、例として、第三者に住民票の取得を依頼する行為や、医師に手術や病気の治療を依頼するといった行為があげられる。

委任は、委任の趣旨を踏まえて、受任者に一定の裁量を認める必要がある。これを認めなければ、委任制度を設ける趣旨が没却される。なぜなら、受任者が委任事務の遂行に際して、逐一委任者の意思を確認しては、本人に代わって受任者に法律行為の処理に当たらせる目的が達成できないからである¹¹。委任事務の処理を委任者の意向に従って進めることを基本としつつも、仮に受任者が十分な説明を行ったとしても、専門的な事項について委任者が適切に判断を下せるかということも問題となる。しか

9 委員会設置会社と執行役との関係も同様である（会社法402条3項）。以下では、取締役を前提として記述する。なお、信用金庫と役員の関係は信用金庫法33条により、信用協同組合と役員の関係は中小企業等協同組合法35条の3により、委任に関する規定に従うから、これらの者も銀行取締役と同様に善管注意義務を負う

10 委任契約の締結に際しては、委任者から受任者に対する代理権の授与を伴う。なお、民事裁判の判決文には、本人の名称に続いて、「原告〔被告の場合は被告〕訴訟代理人弁護士〇〇〇〇」と記載される。

11 理解しやすいように、準委任を考えてみても、全身麻酔の下で行われる手術を例とすれば、容易に理解できよう。手術前に想定できない事態が、手術中に発生することもある。

し、委任者の意向にまったく反する行為を受任者の裁量の範囲内であるとして認めれば、逆に、本人の利益が害される。委任者と受任者との関係は、基本的には契約によって画されるが、契約にすべてを委ねると、法律に通曉しない委任者の利益が害される懸念がある。そこで、民法は、644条に「受任者の注意義務」と題して、「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。」という受任者の負う一般的な義務規定を設けた。民法644条に基づいて受任者が負うこの義務を、「善管注意義務」という¹²。善管注意義務の具体的な内容について、民法はいっさい規定していないため、受任者が委任の本旨に従って負う善管注意義務の個別具体的な内容（受任者がいつ、どのような行為をすべきか）は、受任者が遵守すべき法令および委任契約の解釈によって画される¹³。受任者が善管注意義務に違反した結果、委任者が損害を被った場合、受任者は債務不履行に基づく損害賠償責任を負う。

上述のように、株式会社と取締役との関係は、会社法330条の規定に基づいて、委任に関する規定に従う。株式会社と取締役との間で、取締役への就任に際して、会社経営に関する契約が明示的に締結されることはないものと思われる。取締役の職務の内容を考えた場合、取締役としての行為規範は、個別具体的な行為ごとにかなり異なるとともに、会社の規模によっても千差万別である。取締役には、善管注意義務の下で、株式会社に

12 これと対比される民法上の注意義務として、無償受寄者の注意義務に関する民法659条の「自己の財産に対するのと同じ注意」がある。注意義務の程度は、善管注意義務と比較すると低くなる。

13 訴訟行為における弁護士の善管注意義務違反に関する最も分かりやすい例が、上訴（控訴・上告）期間（判決書の送達を受けた日から2週間内。民訴285条）の徒過である。これは、判決が出た後、上訴の依頼が本人からあったにもかかわらず、弁護士が何らかの理由で上訴手続を失念するものである。本人と弁護士との契約に、上訴期間を厳守する旨の契約条項がない場合であっても、上訴期間内に必要な手続を進めるのが弁護士の基本的な職務内容であることに異論はないため、当該弁護士は、過失がなかったことを立証できない限り、善管注意義務違反となる。

としての利益最大化を実現できるような経営判断を適宜適切に行うことが求められていることになる。そして、取締役の行為の結果、会社に損害が生じた場合であって、当該の行為が個別具体的な法令・定款に違反している場合は、そのこと自体を根拠として、取締役が会社に対して損害賠償責任を負うことがある（会社法423条）。取締役は、会社法355条に基づき、法令・定款および株主総会の決議を遵守する義務をも負っているから¹⁴、法令・定款に違反する行為を取締役が行った結果、会社が損害を被った場合、同条が取締役の会社に対する一般的な責任原因になるとともに、違反する個別具体的な法令が直接の責任原因となる。

しかし、取締役が個別具体的な法令や定款に違反する行為をそれと知りつつ実行する場合は例外的であり、会社に損害が発生する多くの場合が、経営判断の失敗によるものである。新規事業の進出に失敗し、多額の損害が発生したという場合が典型である。新規事業の失敗によって会社に損害が発生し、取締役に対する責任を追及する訴訟が提起された場合、新規事業の進出に際して具体的な法令違反がなければ¹⁵、新規事業に進出するという取締役の経営判断そのものが善管注意義務に違反するか否かが裁判所によって判断される。ただし、取締役が結果責任を負うことはなく、取締役は会社経営に対して最善を尽くすことが求められている点には注意が必要である¹⁶。

なお、新規事業や新市場への進出、新製品の開発といった経営革新を積極的に行わなければ、会社の発展は期待できないから、一般的には、一定

14 信用金庫の理事については信用金庫法35条の4が、信用協同組合の理事については中小企業等協同組合法36条の3第1項が、理事の忠実義務について規定している。

15 例えば、農地法や公害防止条例に違反して工場を建設しようとしたものの、途中で計画が頓挫して、会社に損害が発生するといったケースが、法令違反のあるケースである。

16 民法では、講学上、このような債務を手段債務と呼び、一定の結果を出すことが求められる結果債務と区別される。

のリスクを伴う取締役の経営判断を保護する法解釈の態度が求められる¹⁷。多くの場合、取締役の経営判断は、経営判断の原則によって保護されるが、新規事業への進出計画自体が非常に杜撰で、取締役が慎重な検討作業をすることなく漫然と決裁を行ったといったケース¹⁸では、善管注意義務違反を根拠として、取締役が会社に対する損害賠償責任を負うことがある。

次に、金融機関の融資判断についてみると、個別の融資自体が特定の法令に違反するケースはむしろ稀で¹⁹、融資の貸倒において当該融資を決裁した取締役が銀行に対して責任を負うか否かは、決裁に当たる取締役の善管注意義務の解釈にかかってくる。ただし、金融機関の融資判断の場合は、上記の説明とは異なり、銀行経営の特徴を踏まえて、融資の決裁に当たる銀行取締役は、高度注意義務を負うとするのが私見である²⁰。融資判断における取締役の裁量の幅が結果的に狭くなり、より健全な選択肢の中から決定することが求められると考える。

銀行取締役の銀行に対する責任の根拠は、会社法423条である。同条第1項は、取締役の任務懈怠によって株式会社に損害が生じた場合の損害賠償責任について規定している²¹。取締役の責任原因である「任務懈怠」の内容については解釈に委ねられており、取締役の具体的な法令違反行為（会社法120条に違反する株主に対する利益供与や違法配当など）や定款違反行為、善管注意義務違反が任務懈怠に当たすることに異論はない。そして、取締役に対する責任追及を株式会社が直接行う場合、監査役設置会社にお

17 落合誠一『会社法要説』（有斐閣、2010年）93頁参照。

18 決裁権者が、提出された稟議書にめくら判を押すのが典型例である。

19 銀行法13条が規定する大口信用供与等規制に違反する融資がその例であるが、非常に限られる。

20 詳細は、拙著『融資判断』66頁以下参照。

21 同項は、「取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下この節において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、株式会社に對し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定している。

いては監査役が（会社法386条）、委員会設置会社においては原則として監査委員会が選定する監査委員が（会社法408条）それぞれ会社を代表して行われる²²。

以上を踏まえて、検討に入る。

三 2つの事件の概要

1. 高鍋信用金庫事件

本件は、宮崎県内のA信用金庫（以下「A信金」という）が実行した株式会社Bに対する3件の融資（第一融資～第三融資）合計4億9200万円と、株式会社Cおよびそのグループ会社である株式会社Dに対する計9件の融資（本件①融資～本件⑨融資）合計1億3230万円について、これらの融資を決裁した理事Y1～Y6に対して、会員X1および参加人X2が善管注意義務違反および忠実義務違反（以下、「注意義務違反」という場合がある）に基づき、理事の信用金庫に対する責任を追及した会員代表訴訟である。なお、A信金は被告側に補助参加した。融資の経緯は以下のとおりである。

宮崎県内のA信金のa支店に熊本在住の弁護士Eの事務所の非常勤嘱託を名乗るKと地元の不動産業者Hの専務が訪れ、宮崎市内にT生命保険会社が保有する賃貸ビルの土地・建物の購入資金（第一融資）の融資を打診した。Eの住所がA信金の地区外であるため、A信金は融資できないところ、Eの妻であるFを代表者とする株式会社Bを宮崎市内に設立して融資を受けたいとの申し出となり、第一融資3億5000万円が常務会における審査会（以下、「常務会審査会」という）で審査協議の上、平成13年8月14日に承認され、実行された。

第二融資は、B社が他社から借り入れた空調設備工事費用の借入先への返済資金としてKからa支店に2200万円の申込みがあったもので、平成14

²² この場合、代表取締役が会社を代表する権限はない、ということである。

年12月に承認、実行された。なお、第二融資は、平成19年3月30日に完済されている。

第三融資は、第一融資の対象物件の隣接地について、土地購入資金と建物建築資金の合計1億2000万円を融資したものである。平成15年2月、Kからの第三融資の申込みに基づき、a支店は入居予定先等に関する裏付け資料を徴求しないまま審査部との協議を開始し、融資の事前協議申請書は3月24日に常務会審査会で承認され、融資稟議書は翌25日に承認されて、建物建築資金の部分に関して何ら保全措置を講じることなく、同日、全額が一括実行された。なお、B社は第三融資を受けたものの建物を建築することなく、土地資金以外の資金を他に流用し、第一融資によって取得した賃貸ビルの賃料収入の振込口座もA信金から変更され、返済が滞るようになって経営破綻した。A信金は、不動産競売代金と保証人からの弁済金を第一融資の貸付残高に充当したため、第一融資は完済扱いとなり、第三融資は1億0429万余円が回収不能となった。またEは、平成19年2月8日に熊本弁護士会から戒告の懲戒処分を受け、同年12月3日には、業務停止2年の懲戒処分を受けた。

次に、Cグループに対する融資についてみる。C社とD社はともに建設業者であり、C社は住宅需要の落ち込みから業績が悪化し、平成7年頃には財務状況も不良化した。A信金では既存債務の一本化、返済期限の延期、約定返済金額の減額などの対応をとった。さらにA信金は、平成11年3月31日に、C社の債務者区分を要注意先から破綻懸念先に引き下げた。C社に対する6件合計9930万円の融資（本件①～⑥融資）はすべて手形決済資金であり、平成12年2月24日から同年6月29日の間に決裁され、実行された。D社の経営状態とA信金の対応もC社と同様であり、A信金は平成12年3月31日にD社の債務者区分を要注意先から破綻懸念先に引き下げた。D社に対する3件合計3300万円の融資（本件⑦～⑨融資）は、すべて決済資金であり、平成9年6月25日から平成12年9月28日の間に決裁され、実行

された。

両社に対する融資は、いずれも両社が経営破綻に陥る可能性が高い状況の下で決裁されたものであり、C社は平成12年7月21日に銀行取引停止処分を受けるとともに同日に破産宣告を受け、D社は平成13年3月22日に破産宣告を受けて、それぞれ倒産した。本件①～⑨融資については、最終的に3530万円余が損害額と認定されている。

宮崎地裁は、B社に対する第三融資について、これを決裁したY6を除く5名の理事の信用金庫に対する責任を認めるとともに、C社およびD社に対する本件①～⑨融資のすべてについて、これらを決裁したY4およびY6を除く4名の理事の信用金庫に対する責任を認める判決を言い渡した。なお、A信金（高鍋信用金庫）は平成19年6月1日付けで、九州財務局から、信用金庫法89条1項において準用される銀行法26条1項の規定に基づき、法令等遵守態勢および経営管理態勢に重大な問題があることを根拠として、業務改善命令を受けた²³。

また、本判決から、以下の特殊な事情の存在が明らかとなる。まず、X1による平成20年6月20日の本件提訴後に、A信金では同年8月26日開催の臨時総代会において、X1の除名決議がなされた。X1らが除名決議の無効確認ないし取消しを求める総代会無効確認等請求事件を提起し、宮崎地判平成21・9・11金判1349号53頁は、当該除名決議が「専ら原告X1の別訴代表訴訟における原告適格を喪失させる目的でなされたものであ（る）」として、総代会決議を取消す旨の判決を言い渡し、その後、A信金による控訴の棄却（福岡高宮崎支部判平成22・1・29金判1349号49頁）、上告棄却および上告不受理決定によって、総代会決議の取消しが確定している。そして、宮崎地判平成21・9・11の事実から、A信金が高鍋信用金庫であることと、本件がA信金の内部事情に精通した元執行役員によって提訴された訴訟であることが分かる。また、本件判決と総代会無効確認等請求事

²³ 九州財務局のホームページ<http://kyusyu.mof.go.jp/kinyu/pdf/070601.pdf>参照。

件の地裁判決は、裁判長裁判官を含む2名が同一の裁判官によって審理されているところから、A信金が代表訴訟を封じるために会員を除名処分にするという、およそ法令遵守意識の欠落した前代未聞の金融機関であるということが、本件における審理に影響を与えたであろうことも併せて推測される。

2. 東和銀行事件

本件は、特定の企業に対する融資を推進した代表取締役頭取および取締役の銀行に対する責任を銀行が直接追及し、それが認められたおそらく初の事例である。

X銀行（原告、被控訴人。東和銀行）の融資先である訴外T産業株式会社（以下、「T産業」という）は、グループ会社に不動産を賃貸して飲食業、ラブホテルを経営させていたが、借入過多、償還財源不足かつ実質債務超過の状態、風俗業という業種の問題もあって、X銀行では、平成11年6月の融資実行の際に融資残高を13億9700万円に止めて与信圧縮を図るという方針を常務会で決定していた。T産業は平成14年12月、高崎市内の土地を買い受けてラブホテル（高崎ホテル）を経営しようと考え、X銀行に13億円の融資の申し込みをした。平成14年12月20日開催のX銀行の常務会では、融資に消極的な意見も出たが、頭取Y（被告、控訴人）が高崎ホテルがT産業再建のために必要である旨を強く主張したため、土地取得費用および諸経費として3億1000万円の融資（平成14年12月融資）を承認した。なお、Z（被告、控訴人）は、T産業のT社長と飲食をするなど、個人的にも親交のある関係にあり、本件融資実行当時は、取締役営業統括部長として、融資を含む営業全般を推進する立場にあった。

平成15年1月には、T産業からX銀行に対して既存証書貸付の借換え15億0700万円、既存の他のホテルの改修費用1億5000万円、高崎ホテルの建設資金13億円、合計29億5700万円の融資（平成15年2月融資）の申込みが

あった。X銀行では高崎ホテルの収支予測を立てるとともに、リスケジュール（本件リスケジュール）をまとめた。同年2月21日開催の常務会では本件リスケジュールを承認するとともに、高崎ホテル建設資金についても着工時から分割実行とするなどの条件を付して承認した。なお、高崎ホテルの建設については、周辺住民の反対等により高崎市の事前同意が得られない状態が継続し、未着工状態となり、結局、実行されていない。

T産業は、高崎市ラブホテル規制条例に基づいて設計図を高崎市に提出するとともに、ビジネスホテルとして利用する旨を記載した誓約書を高崎市に差し入れたが、高崎市ラブホテル建築審議会ではラブホテルとして利用されることを危惧し、シングルルームを増やすよう指示し、T産業は設計図を変更した。平成15年10月29日の役員昼食会では、Yを除く役員から、誓約書提出後にラブホテルを経営することの問題、行政当局と地域住民とのトラブルなどを根拠に、高崎ホテルの建築自体に消極的な意見が出されたため、YはZに対してT社長に高崎ホテルの建築を断念するよう説得させたが、T社長は計画中止に難色を示した。

そのような中、平成15年11月にT産業からX銀行に対して既存ホテルの追加修繕工事代金名目で1億7000万円の融資の申込みがあった。この融資は、本件リスケジュールの趣旨・目的に反すること、既存の償還財源からの回収見込みが低いこと、T産業の債務者区分である要管理先の維持が困難となることなど、さまざまな問題があったが、X銀行の担当部署では、Zからの要請額である8400万円に融資を圧縮した上、高崎ホテルがビジネスホテルとして開業することを前提に収支の辻褃を合わせ、既存ホテルの改修費用にかかる既存融資の残高1億4900万円と8400万円（本件融資）とを合算し、2億3300万円として稟議書を作成した。平成15年12月16日開催の常務会では、高崎ホテルについてビジネスホテルを前提とした収支計画について十分議論されないまま、全員一致で承認され、翌17日に実行された。

その後、平成16年4月1日に改正高崎市ラブホテル建築制限条例が施行され、高崎ホテルの建設予定地は原則としてホテルを建築することができなくなった。高崎ホテルの建築予定地は第三者に売却され、本件融資は平成19年3月末時点で全額が不良債権として償却された。同時にT産業の債務者区分は実質破綻先と査定された。その後、同年9月末に一部返済がなされ、2億3300万円のうち2億1634万円余が回収不能となった。

平成19年2月からX銀行は金融庁の立入検査を受け、Yは不良債権処理による損失拡大の責任をとって検査期間中に取締役を退任した。そして、X銀行は、同年10月12日付けで関東財務局から、「特定与信先について債務者の実態から乖離した不適切な融資判断や融資管理が行われるなど不適切な事例が認められたが、こうした実態の背景には一部の代表取締役の指導・関与が認められた」などとして、銀行法26条1項に基づく業務改善命令を受けた。これを受けてX銀行に経営責任調査委員会が設置され、本件融資を承認したYに対してX銀行に生じた損害を賠償すべき責任があるとの報告書が作成された。

以上の経緯を経て、X銀行が、本件融資に積極的に関与し、これを推進したYおよびZに対して、取締役としての忠実義務違反ないし善管注意義務違反を理由として本件融資の貸倒損失にかかる損害賠償を求めるとともに、Yが妻子にその唯一の土地建物を平成19年5月2日付けで贈与した行為が詐害行為に当たるとして、詐害行為取消権に基づきYの妻子に対して贈与契約の取消しおよび所有権移転登記の抹消手続を求めた。第1審（前橋地判平成23年7月20日判時2127号105頁）は、YおよびZに8400万円全額の支払を命じたが、詐害行為取消権に基づく請求については、詐害の意思を否定して請求を棄却した。そこで、原告X銀行、被告Y・Zの双方が控訴した。

東京高等裁判所は、本件融資にかかる損害賠償請求について、一部弁済の事実を認め、YおよびZに対して7799万5623円とその遅延損害金の賠償

を認めるとともに、詐害行為取消権に基づくX銀行の請求を認める判断を示した。請求額が減額されたのは、一部弁済された金額を、本件融資と1億4900万円の部分とに按分して充当することを認めたことによる。

四 2つの事件から得られる課題とその解決策

1. 高鍋信用金庫事件

地域金融機関の経営の健全性維持の観点から、この事例からは次のような課題を指摘することができる。

第一に、地域金融機関、とくに協同組織金融機関である信用金庫および信用組合の融資先のあり方である。協同組織金融機関には、法制度上、融資業務の遂行において地区の規制を受ける。本件では、地区内に形式的に融資先となる法人を設立し、当該法人に融資を実行している。実質的な経営者は地区外、それも地域性の強い協同組織金融機関にとってはかなりの遠隔地に居住するという融資である。形式上、違法とはいえないが、明らかに規制の潜脱であり、脱法行為であると評価できる。また、当該法人は、業歴もないから、とくに第一融資は、確実な担保と確実な返済原資を拠り所とした融資である。実質的な債務者本人と取得する不動産との距離も離れている。Eが居住しかつ取引のある熊本の金融機関でなぜ必要資金を調達しないのか、調達できないのか、という点にも疑問を持つべきである²⁴。遠隔地であれば、当該信用金庫の地域性を活用したEに関する風評調査を実施することにも困難を伴う。

また、遠隔地の債務者に対する融資は、融資実行後の融資管理が疎かに

24 このような見方に対しては、グローバル化と情報化の進んだ現代社会において、時代錯誤の指摘であるとの批判があるかもしれない。しかし、地域金融機関は、地域性をその本質としている。また、メガバンクにおいても、たとえば、九州の営業店が北海道の企業と融資取引を行うことがあるのかについて、筆者は承知していない。

なる。経営者との定期的な面談が困難であるから、定期的な定性情報の収集が困難となることを見れば明らかである。本件では、E側との融資の交渉はもっぱらKを通じて行われており、EおよびFと信用金庫との接点が果たしてどの程度あったのかも問題となる。債務者の資質判定のための作業を抜きにして、確実な保全と確実な返済原資を裏付けとして、形式上、書類を整えて融資を実行することをどのように考えるべきか、という問題である²⁵。このような融資においては、返済が確実に金融機関に確実な収益をもたらされるから、債務者は結局のところ誰でもよいということになる。しかし、協同組織金融機関の融資においては、まずは会員の資質が重視されるべきであり、相互扶助を理念とする協同組織金融機関において、第一融資は、相互扶助の理念に反すると評価できる。ただし、それを違法であると評価することは困難であろう。このような融資を明確に禁止する法律が存在しないからである。また、遠隔地の不動産担保を取得する場合にも同様の問題が起こりうる。担保不動産の利用形態の変更に金融機関が気づくのが遅れるといったことがあるからである。

債務者の定量情報は、債務者と金融機関との地理的な距離にかかわらず、債務者に提出を求めることによって収集することが可能であり、融資審査に活用することができる。しかし、定性情報は、距離が離れば離れるほど収集すること自体が困難となる。協同組織金融機関が相互扶助を理念とするからには、定性情報を軽視して融資審査を行うことはできない。協同組織金融機関では、「地区」の範囲内に事業活動の地理的制限が設けられることの意味を当該協同組織金融機関の経営理念に反映させるべきである。

第二は、融資審査のあり方である。第三融資に関して、建築資金を分割実行することなく、保全措置も講じないまま一括実行するという融資の杜撰さを指摘できる。保全措置を講じないまま一括実行するなら、資金の流

25 銀行においても同様に問題となる。

用対策を講じることが不可欠である。このような融資を漫然と実行した高鍋信用金庫が、果たして金融のプロといえるのかに強い疑問があり、初歩的な融資審査が行われていないと評価できる。稚拙な融資によって、預金者の預金を原資とする貸付金がだまし取られたとも評価できる。金融機関では、このような事故事例から得られる教訓を融資審査に確実に反映させるとともに、行員・職員教育に生かすことが求められる。

第三は、経営危機企業に対する協同組織金融機関の追加融資のあり方である。相互扶助を理念とする協同組織金融機関も金融機関である以上、経営再建の見通しもないまま、経営危機企業に対して融資の実行を続けることはできない。経営改善が見られないなら、いずれかの時点で融資を打ち切るべきこととなる。相互扶助を理念とする協同組織金融機関であっても、融資先との共倒れは許されないから、経営改善が見られないなら、いずれかの時点で融資を打ち切るべきことは当然である。判決では、「上記各融資の稟議決裁時点において、その回収が不能となる具体的なおそれがあったものと認められる。」と判示しており、確実な保全措置を講じたり、必要最小限の融資に止めないかぎり、漫然と融資を実行し続けることは、第三者図利として、特別背任罪（刑法247条、会社法960条²⁶⁾）も視野に入る。

筆者は、融資先の経営が平常時から、協同組織金融機関が融資先に経営計画の策定を求め、その達成状況を協同組織金融機関と会員・組合員とが互いに確認し、さらなる経営改善につなげるというビジネスモデルを提唱している²⁷⁾。このようなビジネスモデルの下では、債務者が経営不振に陥った早期の段階で、協同組織金融機関の側の対応方針を債務者に伝えること

26 会社法960条は、信用金庫法、中小企業等協同組合法に準用されていない。

27 金融庁金融審議会「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」第12回会合議事録〔神吉発言（2回目・3回目）〕(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/gijiroku/20090313.html) 参照。

も可能となるから、回収不能となる危険性の高い融資をずるずると継続する可能性は低くなると考えられる。

2. 東和銀行事件

この事例からは、頭取を含む一部の取締役の専横や独断専行をどのように防止し、かつどのように排除するかを考えなければならない²⁸。

一部の取締役の専横を止められなかった結果、破綻に至った金融機関の代表的な例として、北海道拓殖銀行がある。大口不良債権の積み上げに特定の複数の取締役が深く関与し、頭取もそれを抑止することができなかった²⁹。大口の融資を積み上げることで自体が、いわば自己目的化したことにより、それらの大口融資が不良債権化し、銀行が破綻に追い込まれる結果となったケースである。本件では銀行が破綻には至ることはなかったが、金融庁から、頭取の独断専行を指摘され、銀行が頭取ほか一名の取締役に對する責任追及訴訟を提起したという特異なケースである。

銀行は、株式会社であって最低資本金が20億円以上要求されるから（銀行法4条の2、5条、銀行法施行令3条）、会社法上の大会社であるとともに、発行する全部の株式に譲渡制限を付した非公開会社であることはま

28 伏見信用金庫（京都みやこ信用金庫）、西陣信用金庫、相互信用金庫の3つの信用金庫の破綻原因を詳細に分析した石川清英『信用金庫破綻の教訓 その本質と経営行動』（日本経済評論社、2012年）320頁は、これら「いずれの信用金庫においても経営トップの専横といえる経営規律の欠如が見られた。」と指摘している。

29 札幌地判平成16年3月26日判タ1158号196頁（拓銀ソフィア事件第一審判決）では、さまざまな問題を含む大型リゾート施設開発案件を積極的に推進した2名の取締役を名指しして、「同人らの責任は、重大であるというべきである。」（判タ1158号237頁右段）と断じている。

ず考えられないため³⁰、公開会社（会社法2条5号）³¹である。会社法上、大会社かつ公開会社である株式会社が選択できる機関設計は、取締役会の設置を前提として、監査役会設置会社または委員会設置会社の2つしかない（会社法328条、327条1項）。ともに会計監査人の設置も義務付けられる（会社法328条1項、327条5項）。さらに、銀行法も、大会社かつ公開会社に義務付けられる機関設計と同様の機関設計を銀行に義務付けている（銀行法4条の2）³²。

銀行は、銀行持株会社を中核とするグループの形態をとる場合を含めて、一般的に、頭取・会長をトップとし、かつ役員・従業員を一体とする完全なピラミッド型の組織形態をとる。他業を禁止されるとともに、長年、競争制限的規制を多用した護送船団方式の金融監督によって手厚く保護されてきた銀行では、革新的な経営を不断に実行する必要性が認識されることは従来、基本的に低かったと考えられる³³。頭取または会長が役員の人事権を完全に掌握し、取締役会を支配できる体制をとれば、絶対的な人事権の下で、頭取・会長の経営能力が厳しく問われることなく、ボトムアップで経営を続けることができる。これは、協同組織金融機関の場合で

30 銀行法には、銀行が会社法上の公開会社でなければならないとする規定は存在しないが、最低資本金が20億円以上要求され、広く一般大衆から出資を募る必要性が生じるため、實際上、公開会社であることが求められる。

31 「その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社」を公開会社といい、公開会社でない株式会社（非公開会社）は、本文で述べたように全株式譲渡制限会社となる。

32 さらに、会社法上、会計参与を任意に設置することもできるが、銀行法には、会計参与の設置に関する規定はない。

なお、信用金庫については、信用金庫法32条1項・2項に基づき、5人以上の理事と2人以上の監事の設置が義務付けられ、信用組合については、中協法35条1項・2項および協金法5条の3に基づき、3人以上の理事と2人以上の監事の設置が義務付けられる。

33 銀行業への異業種参入により、このような見方は、確実にできなくなるように思われる。

あっても、基本的には同じであると思われる。ただし、委員会設置会社の形態をとる銀行グループ³⁴の場合は、頭取・会長に人事権はないから、人事権を背景としたピラミッド型の組織形態とはなりえない。委員会設置会社の経営者が経営トップであり続けるためには、その経営能力全般が対外的にも高く評価される必要があり、人事委員会が健全に機能している限り、経営トップの独断専行は制度上、生じる可能性は低いと考えられる。

監査役会設置会社の形態をとる銀行において、経営トップの独断専行を排除するという目的のために、法律上、高い実効性が期待できる有効な方法は少ない。第一に取締役会による監督機能を十分に発揮させる方法（会社法362条2項2号）、第二に金融当局による監督（銀行法24条以下および52条の31以下）、第三に株主代表訴訟が考えられる。

ただし、第二の金融監督については、本件においてもその機能が発揮されたものの、金融機関の経営の健全性は、本来、当該金融機関によって主体的かつ自律的に実現され、維持されるべきものであり、監督当局の経営監視の結果、経営の健全性が維持されているという状態は、金融機関の経営の健全性が真の意味で実現されていることにはならないと考えられる。金融監督による金融機関の経営の健全性維持は、後見のかつ補助的な機能を果たすべきものである。次に、第三の株主代表訴訟は、銀行の守秘義務が壁となって、株主による訴訟遂行に大きな限界があるため、あまり大きな期待はできない。融資業務の遂行を例にとれば、融資が貸倒になったという事実自体を株主はなかなか知ることができないし、誰が当該融資を決裁したのか、どのような条件の下での融資案件で、どのような過程を経て決裁されたのか、といった訴訟を遂行するうえで必要となる情報を株主が

34 委員会設置会社の形態をとる銀行グループは、現時点では、りそな銀行を傘下とするりそなホールディングスだけである。

なお、みずほフィナンシャルグループは、平成26年6月をめどに、委員会設置会社に移行することを公表している。平成25年12月27日付け日本経済新聞朝刊1面参照。

入手することそのものが容易ではない。

そこで、第一の取締役会の監督機能を見る。これは取締役会における取締役の相互牽制を機能させるものである。これを用いた方法が望ましいが、東和銀行事件ではこれが機能せず、第二の金融当局による監督の結果、ようやく是正されたというものである。このような事態に至った理由としては、取締役会も實際上、頭取・会長をトップとするピラミッド構造をとることである。そして、上述のように、経営トップが人事権を掌握していることがその独断専行を排除するうえでの大きな阻害要因となる。原因は明確であるが、その是正は容易ではない。法律による是正策としては、従業員兼務取締役の存在を会社法上、廃止することによって、取締役の従業員性を排除することが考えられるものの、その実現は容易ではない。

実現可能な一つの方法は、株主総会の取締役の選任議案について規定した会社法施行規則74条1項³⁵を改正して、社外取締役の選任議案に関する同条4項2号と同様に、「当該候補者を取締役候補者とした理由」を株主総会参考書類に記載することが考えられる。取締役選任に至る経過を明らかにすることによって目的を達成しようとするものである。人事権の所在を明確にし、経営トップの独断専行を排除するためには、当該の者を取締役候補者とした経緯を記載させることが最も高い効果が期待できるが、実現可能性は極めて低いと考えられる。

実際の是正策として考えられる実務上の方法として、第一は、役員に対する法教育の充実を図ることが考えられる。具体的には、取締役会の議事録に異議をとどめない取締役は、決議に賛成したものと推定することを規

35 次のように規定する。

「取締役が取締役の選任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 候補者の氏名、生年月日及び略歴
- 二 就任の承諾を得ていないときは、その旨」

定した会社法369条5項に関する知識の普及である。少なくとも取締役会で決裁される融資について、当該融資の実行に反対の立場の取締役は、議事録に異議をとどめておかなければ、当該融資が貸倒となった場合、責任を追及される可能性が生じる。取締役就任の際に、破産することを覚悟した上で就任を承諾する者はいないであろう。当該融資が貸倒となった場合、銀行または株主によって責任追及が行われ、場合によっては取締役個人が破産に至ることを与儀なくされるということの知識の普及に努めるということである³⁶。この実効性を担保するためには、「金融検査マニュアル」に何らかの記述を追加することも考えられる。このような知識を有した上で、取締役が融資の決裁に当たっているかどうかを問う記述を追加するものである。

第二は、融資稟議書に融資の取り上げ経緯を記載させる方法が考えられる。貸出債権の不良化の一因として、トップダウン融資がある。頭取や特定の取締役が融資先と癒着し、当該融資先が取締役に直接融資の働きかけをし、取締役が取引店に指示して稟議書を起案させるのがトップダウン融資の典型例である。このような行為が行われると、営業店長も本部の審査部門も、他の取締役も異議を提起できずに決裁に至り、結果的に当該融資が不良化する。そこで、どのような経緯で当該融資を取り上げるのかを稟議書に記載させるという実務慣行を作ることが考えられる。

ただし、これが実現できたとしても、ほとんどの場合、「先方申し出による」といった記述となることが予想される。しかし、これも金融検査と組み合わせることによって実効性の向上を図ることができる。「先方申し出による」とするものの以外の稟議書が1件も存在しなければ、記載の一部は虚偽であることが推測されるから、当局によって、より正確な記述をするよう指導するということである。

36 筆者は、このような責任の脅威が要因となって、取締役就任を辞退した人がいるということを開いたことがない。

おわりに

本稿でとり上げた2つの地域金融機関の事例は、これらの金融機関における特殊な事例と見るべきか。

金融機関経営の健全性をおびやかす事態は、いつでも、どのような金融機関でも起こりうると見るべきである。実際に、みずほ銀行でオリエントコーポレーションとの提携ローンにおいて、反社会的勢力に対する融資が2年間放置されていたことが、大きな社会問題となっている³⁷。反社会的勢力に対する融資が提携ローンの中に存在したという事実は、取締役会に報告されており、頭取もそれを知っていたとされている³⁸。経営陣に相互牽制意識が欠如し、お互いに対する遠慮や担当業務に関する相互不可侵の意識が醸成されれば、組織内部の腐敗は急速に進む。

金融機関も自然人によって経営される以上、経営に当たる自然人の倫理観や道徳観が法令・定款の遵守に対する姿勢の違いとなって現れ、それが積み重ねられる。そして、経営者のそのような姿勢は、ピラミッド構造をとる使用人の組織にも確実に急速に伝播し、組織の腐敗を進行させる³⁹。免許業たる金融機関の経営においては、違法行為が許されないことはもちろん、金融機関以外の会社には要求されない高度の倫理性も求められる。それは、金融機関のみが預金の受入れを認められ、国民の財産を預かることに基因する。

金融機関経営の健全性は、①金融機関のコーポレート・ガバナンス、②

37 当初の報道について、2013年9月28日付け日本経済新聞朝刊5面参照。

38 2013年10月9日付け日本経済新聞朝刊1面参照。なお、金融庁は、2013年12月26日に提携ローンの新規受付業務を2014年1月20日から1ヵ月停止する命令を追加で出すという異例の対応をとった。2013年12月27日付け日本経済新聞朝刊1面参照。

39 総会屋に対する利益供与を経営者が続けていれば、組織として総会屋との関係を遮断できないのが典型例である。

金融監督、③市場による規律の3つの制度があいまって実現される。ただし、金融機関の経営の健全性は、まずは金融機関によって主体的かつ自律的に実現され、維持されなければならないと考えられる。それに向けた課題は、本稿でとり上げた事例を踏まえれば、金融機関の融資先のあり方、融資審査のあり方、金融機関の意思決定のあり方といった点であり、これらは、古くから認識され、繰り返し議論されている点であって、何ら目新しいことではない。金融機関の経営の健全性をめぐる諸課題が、時代の変遷を経ても本質的な部分で変化がないことと、それらの諸課題を克服することが金融機関経営における永遠の課題であることを指摘して、本稿を終えたい。